
第3 緑と水の変遷

- 1 位置・地勢
 - 2 土地利用の変遷
 - 3 緑と水を取り巻く環境の変化
-

第3 緑と水の変遷

1 位置・地勢

東大和市は、都心から 35 km 圏にあって武蔵野の一角に位置し、東は東村山市、西は武蔵村山市、南は立川・小平両市にそれぞれ接しており、北は狭山丘陵を挟んで埼玉県所沢市と相対しています。市域は東西 5.3 km、南北 4.3 km で東西にやや長い形をしています。



東大和市の位置

東大和市の地形は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成され、コナラ、クヌギ、アカマツなどの二次林を中心に広葉樹と針葉樹が群生しており、多くの生物が生息しています。武蔵野台地は、段丘堆積物上を関東ローム層が覆う平坦地となっており、昔から農地として利用され、今でも残されています。

河川は前川、奈良橋川、空堀川があり、ともに荒川水系に属し、南部には野火止用水があります。

2 土地利用の変遷

(1) 農地と市街地の変遷

ア 江戸時代以前 ～武蔵野の風景～

狭山丘陵に成立した村落は、主に湧水を利用した水田を生活の基盤としていました。また、現在の市域の大部分を占める武蔵野台地は、未耕地の茅野原でした。人々はそこに生える草を刈り取り、肥料や家畜の飼料、燃料にして生活をしていました。しかし、享保期の新田開発で原野は消滅し、畑地が中心となりました。そこには燃料供給や防風林の意味で、植林も積極的に行われ、これが武蔵野の雑木林の風景のもととなりました。

イ 明治・大正時代 ～村山貯水池の建設～

農業中心のこの村に、明治 45 年に村山貯水池の建設が決定し、大正 13 年に完成しました。この事業に伴い、住民は移動を余儀なくされ、青梅街道・都道 128 号線（通称志木街道）沿いの集落や武蔵野台地に移転しました。この建設で村の 4 分の 1 が減少し、水田や畑作の作付も大きく減少しました。作物の内容は、穀物生産から養蚕中心へと変化していきました。

ウ 昭和初期 ～工業地域の発達と市街化進行～

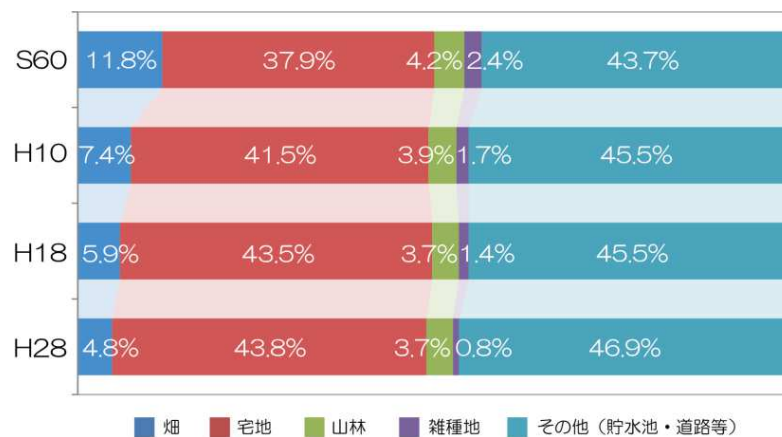
昭和 13 年に東京瓦斯電気工業立川工場が玉川上水北部に建設され、7 年間で約 1 万人の人口増をもたらし、南街と呼ばれる新しい街が形成されはじめました。以後、この地域を中心に市街化が進行しました。また、昭和 25 年には西武鉄道上水線小川～玉川上水間が開通しました。

エ 昭和中期から現在にかけて ～住宅地の拡大～

都営高木団地や東京街道団地の建設が相次ぎ、南街地域の市街化の進行と青梅街道・都道 128 号線（通称）志木街道）沿いでも宅地化が進み、丘陵部にも宅地開発が見られるようになりました。その後も桜が丘団地の建設、工場跡地・民間企業施設跡地へのマンション建設、多摩モノレールの全線（上北台～多摩センター）開通による沿線へのマンション建設などにより、住宅地の拡大が進行してきました。

(2) 土地利用の推移

土地利用の推移を昭和 60 年から現在にかけて比較すると、宅地面積が年々増加し、畑と山林が減少しています。平成 28 年現在では、畑は 4.8%、宅地は 43.8%、山林は 3.7%、雑種地は 0.8%、その他（貯水池・道路等）は、46.9%となっています。



地目別土地利用の推移

出典：統計東やまと（平成 28 年版）

3 緑と水を取り巻く環境の変化

第一次計画策定以降の東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化は、以下のとおりです。

ア 緑に関する諸制度の充実

都市緑地法等の一部の改正により、官民連携によって都市における緑地の保全・活用や緑化、さらには、都市公園等の整備や維持管理を一層推進するための規制緩和や取組み支援等の制度の充実が図られています。

法律名		都市緑地保全法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 16 年 2 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地を保全するための制度や緑化を促進するための制度、地域住民の緑地管理への参加を容易にする制度の創設 ・ 民間施設等の上部空間での公園整備を可能にする制度、借地公園の整備を推進する制度の改正 		
法律名		都市緑地法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 29 年 6 月
整合・調整事項	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に記載することが望ましい事項として、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」の追加 		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設の整備や管理運営に民間の資金と知見を活用する制度の創設 ・ 保育所その他の社会福祉施設を占用施設として認める制度の改正 ・ 生産緑地地区の面積要件の引き下げ、生産緑地地区における建築規制の緩和 ・ 土地所有者の協力の下、NPO 法人や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する制度の改正 		
法律名		都市農地の貸借の円滑化に関する法律	策定主体	農林水産省
			改正年月	平成 30 年 9 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の相続税納税猶予の適用を受けている都市農地について、認定を受けた事業計画に基づく貸付け、一定の市民農園の用に供するための貸付けに対する税制の改正 		

イ 地球温暖化・都市のヒートアイランド化の対策における緑への期待

地球温暖化や都市のヒートアイランド化に対する自治体や住民等の取組みを推進するための基本方針及び実施すべき具体的施策が示され、都市における緑地への期待が高まっています。

計画名		ヒートアイランド対策大綱	策定主体	環境省
			改正年月	平成 25 年 5 月
整合・調整事項	方針	【ヒートアイランド対策の推進（目標）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地表面被覆の改善 ・ 水と緑のネットワーク形成の推進 		
	施策	【ヒートアイランド対策の推進（具体的施策）】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間・公共空間の緑化等の推進、水の活用による対策の推進、自然的環境の保全・再生・創出、近郊緑地保全制度における新たな区域指定等 		
計画名		第三次東大和市地球温暖化対策実行計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 29 年 3 月
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や壁面の緑化の実施 ・ 所管する樹木の剪定枝は堆肥等として活用 		

ウ 生物多様性の確保に対する意識の高まり

国は都市部における生物多様性の確保の重要性を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進する指針を示す等、生物多様性の確保の意識が高まっています。

計画名		生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の 手引き	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 30 年 4 月
整合 ・ 調整 事項	方針	・ 緑の基本計画における生物多様性への配慮		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、基本方針、全体の数値目標における生物多様性への言及 ・ 周辺の地方公共団体と協力したネットワークの構築の検討 ・ 分野横断的に生物多様性の保全や機能発揮ができる施策体系 		

エ 防災まちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生により、防災意識が高まり、避難場所や災害復旧拠点としての公園・緑地の役割が期待されています。

計画名		東大和市地域防災計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 25 年 3 月修正
整合 ・ 調整 事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等の整備 ・ 緑地・農地の保全 ・ オープンスペースの把握と活用 		

オ 観光まちづくりの気運の高まり

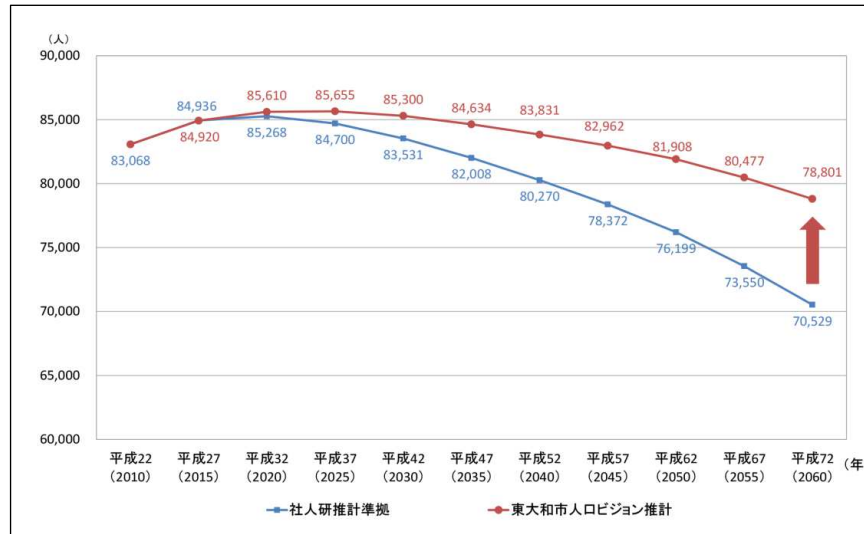
「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年）」では、地域資源の発掘や活用により交流人口の増加を目指しているほか、「東大和市都市マスタープラン（改定）（平成 27 年）」では、東大和市の緑と水の環境を「市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としても積極的に活用する」方向性を示しており、観光まちづくりへの期待が高まっています。

計画名		東大和市都市マスタープラン（改定）	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 27 年 3 月
整合 ・ 調整 事項	施策	【緑と水の都市づくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用されるよう整備・充実を検討する ・ 市民農園・観光農園等に活用できるよう検討を進める 		
	方針	【地域資源の発掘・活用】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の魅力再発見と地域資源の発掘促進、観光資源の活用 【観光情報発信事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、観光客に向けた観光資源や特産品等に関する情報発信 		
整合 ・ 調整 事項	施策	【観光情報発信事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光マップによる情報発信 ・ ウォーキングマップによる情報発信 		

第3 緑と水の変遷

カ 人口減少社会への対応

「東大和市人口ビジョン（平成 27 年）」では、平成 37（2025）年から市の人口が減少局面に入ると推計しており、人口減少社会に対応した環境づくり等が必要となっています。

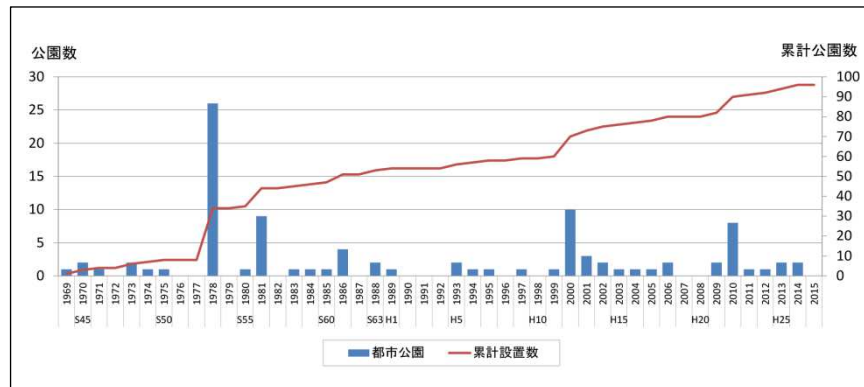


人口の将来展望

出典：東大和市人口ビジョン（平成 27 年）

キ 公共施設の維持管理費の増大

公共施設の維持管理費の増大等を踏まえ、公共施設等の中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、公共施設等の最適化を実現するため、東大和市では「公共施設等総合管理計画（平成 29 年）」や「公園施設長寿命化計画（平成 26 年）」を策定しており、厳しい財政運営の中での効率的・効果的な取り組みが必要となっています。



都市公園の整備状況（開設年の推移）

出典：東大和市公共施設等総合管理計画（平成 29 年）

(1) 緑と水を取り巻く環境の変化(まとめ)

- 人口減少や公共施設の維持管理費の増大などへの対応が求められている中で、都市緑地法等の改正など緑に関係する諸制度の充実では、官民連携の促進の方向性が示されており、市民・企業・行政の協働の重要性が一層高まっています。
- 緑と水に求められる役割として、地球温暖化やヒートアイランド化の緩和、生物多様性の確保など環境保全への要請が高まっているほか、防災まちづくりや観光まちづくりへの貢献も求められています。